

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会 傍聴要領

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会

1 目的

この要領は、奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続

- (1) 協議会の傍聴を希望する方は、協議会の前日の正午までに、電話またはファックスにより、総務部ファシリティマネジメント室ファシリティマネジメント係へお申し込みください。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を締切日とします。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます
- (4) 会場への入場は、事務局員の指示に従い、会場に入室してください。
- (5) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について協議を行う場合等、協議会が必要と認める時は非公開とする場合があります。

3 協議会を傍聴する場合に守っていただく事項

○入場時の事項

- (1) 各案件の協議途中での入場は認めません。
- (2) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、協議会の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

○傍聴中の事項

- (1) 会場の模様の撮影は、協議に入る前に限り、会長の許可を得て可能とし、録音等を行うことは認めません。
- (2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、協議中での会話はしないでください。
- (3) 各案件の協議途中での退場は認めません。
- (4) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (5) 傍聴者の発言は、認めません。
- (6) 協議会開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (7) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、公然と態度を表明する行為をしないでください。
- (8) 食事又は喫煙をしないでください。
- (9) その他、会場の秩序を乱し、協議の公正、円滑な運営に支障となる行為はしないでください。

4 協議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反した時は、これを注意し、なおこれに従わないときは、入場拒否または退場していただきます。

(附則)

この要領は、令和6年3月28日から施行する。